

# 環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 Ⅱ 027-372-5111 営業部発行

第 16 巻第 6 号 (通巻 72 号)

11 月号 2014 年 11 月 1 日

## 土壌の汚染に係る環境基準の見直し(案)に対する意見募集(9/16~10/20 に実施)

土壌汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)は、現在 27 項目が設定されています。

平成 26 年 9 月の中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会において、土壌環境基準の見直しの検討を行い、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーの土壌環境基準(溶出基準)を新たに設定すること等について取りまとめられ、本案について平成 26 年 9 月 16 日から 10 月 20 日までの間、意見募集が実施されました。

### 【各項目の土壌環境基準(溶出基準)案】

項目	環境上の条件
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下

## 石綿粉塵のばく露防止のための適正な保護衣の使用(基安化発 0912 第 1 号)

平成 26 年 9 月 12 日付で厚生労働省労働基準局より、「石綿粉じん曝露防止のための適正な保護衣の使用について」(基安化発 0912 第 1 号)が都道府県労働局宛てに発せられました。

石綿則第 6 条により措置される隔離空間の内部など石綿粉じん発生量が多い作業場所で使用すべき保護衣について、適正な使用等を指導することを求めています。

## 群馬県食品衛生法施行条例の一部改正(案)の概要に関する意見募集について

HACCP による食品衛生管理を推進するため、従前の管理運営基準「従来型基準」に危害分析・重要管理点方式を用いた場合の基準「HACCP 導入型基準」を追加し、食品等事業者が自主的に管理運営基準を選択できることとしています。施行期日は平成 27 年 4 月 1 日を予定しています。

## 富岡市残土条例について意見募集実施

富岡市では「富岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」について平成 26 年 10 月 1 日~31 日に意見募集が実施されました。

## 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて

平成 26 年 9 月 11 日に中央環境審議会水環境部会が開催され、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第 4 次報告)」が取りまとめられました。

これにより、環境基本法に基く水質汚濁に係る人の健康保護に関する環境基準の見直しの検討が行われた結果、トリクロロエチレンについて、現行の基準値「0.03mg/L 以下」を新たに「0.01mg/L 以下」とする結論となりました。これを受け、環境省は所定の手続きを行い、告示を制定する予定となっています。



## 水質汚濁防止法に基く排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて

平成 26 年 9 月 11 日に開催された中央環境審議会水環境部会(第 35 回)において、「水質汚濁防止法に基く排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(報告)」が取りまとめられました。

これにより、カドミウム及びその化合物に関する水質汚濁防止法に基く排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しの検討が行われた結果、以下の結論となりました。

基準	新基準値	現行基準値
排水基準	0.03mg/L	0.1mg/L
地下浸透基準	据え置き	0.001mg/L
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.003mg/L	0.01mg/L

これを受け、環境省はカドミウム及びその化合物について、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正を行う予定です。



## 特定化学物質障害予防規則等の改正

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) とクロロホルムほか 9 物質について規制が必要とされ、特定化学物質障害予防規則が改正となりました。改正政省令・告示は平成 26 年 11 月 1 日から施行・適用されます。

### DDVP の健康障害防止対策

#### 1. 特化物として規制対象となる作業と含有率

- ① DDVP とこれを重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物が対象となります。
- ② DDVP を製造し、または取り扱う作業のうち、DDVP を含む製剤の成形加工または包装業務が規制の対象となります。

※DDVP 成形・加工・包装業務以外の業務は適用除外作業(容器・包装への表示は適用)です。

#### 2. DDVP 成形・加工・包装業務に係る措置

密閉化や発散抑制措置、局排等の点検、作業主任者の選任、漏洩防止措置、作業環境測定が平成 27 年 11 月 1 日より義務化、健康診断は平成 26 年 11 月 1 日より義務化となります。

### クロロホルムほか 9 物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか 9 物質は、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の「特別有機溶剤等」に位置づけられました。

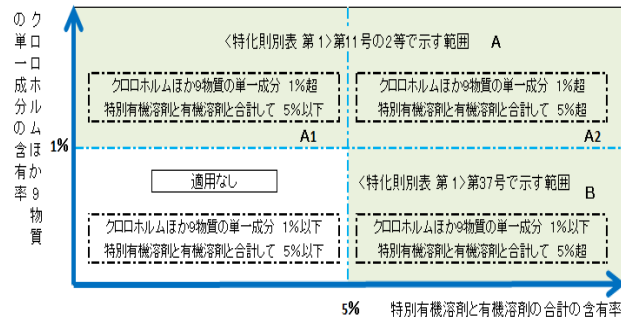
#### 1. クロロホルムほか 9 物質とは

クロロホルム、1,4-ジオキサン、ジクロロメタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、スチレン、テトラクロロエチレン、メチルイソブチルケトン の 10 物質です。

#### 2. 規制に係る措置

下記図の A2 と B については、作業主任者の選任、作業環境測定、発散抑制措置等が平成 26 年 11 月 1 日より義務化。A1 については平成 27 年 11 月 1 日から義務化。また、A (A1, A2) については特殊健康診断が平成 26 年 11 月 1 日から義務化となっています。

作業主任者については、「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任することとされています。



## ☆☆なめくじ☆☆

今回は異物分析の情報収集の一環として「なめくじ」について調査してみました。

なめくじは有肺亜綱柄眼目の腹足類の 1 種です。陸生の巻貝でカタツムリやキセルガイに近縁ですが、貝殻は退化しています。頭上に長短二対の触角があり長い方の先に眼があります。腹面全体の伸縮によって徐々に歩き、這った跡に粘液の筋が残ります。雄雌は無く、暗く湿度の高い場所を好み、草食性です。また、中国ではカツユ(蛞蝓)と呼ばれ漢方に使用されていますが、なめくじには広東住血線虫などの寄生虫がいることもあり、取り扱いには注意が必要です。

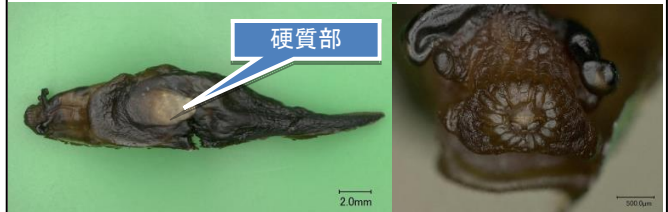


図. なめくじの乾燥標本 (右図: 頭部)

なめくじを乾燥させると、その背中には退化した貝殻の一部が白色の硬質部として体の内部に残っていることが判りました。また、頭部付近を拡大すると特徴的な口をしている様子が見られます。

なめくじの体の一部を採取し、赤外分光分析を行ったデータを下図に示しました。なめくじの体の主要成分はタンパク質で、背中に見られた硬質部は炭酸カルシウムであることが判りました。

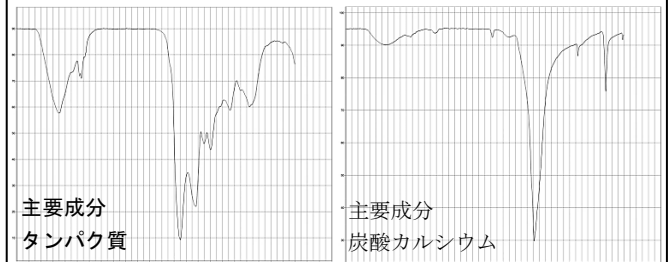


図. なめくじの体の赤外スペクトル 図. 硬質部の赤外スペクトル

リサーチセンターでは様々な試料を対象に分析を行っています。お困りの際には気軽にご連絡ください。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp) リサーチセンター [host@get-rc.jp](mailto:host@get-rc.jp)

